事業系一般廃棄物におけるマニフェスト制度に関する調査

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ○佐々木 基了

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 藤原 博良

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 佐々木 いづみ

1. はじめに

産業廃棄物管理票(以下、「マニフェスト」という。)*は、産業廃棄物を委託処理する際に、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストまたは紙マニフェストのどちらかを使用することが義務付けられている。電子マニフェストは、現在は主に産業廃棄物の委託処理の際に使用されているが、事業系一般廃棄物の処理においても利用可能となっており、一部の排出事業者や処理業者は既に事業系一般廃棄物に関する電子マニフェストを利用している例もある。今後の事業系一般廃棄物における電子マニフェスト利用拡大の可能性を把握するために、事業系一般廃棄物の処理において、マニフェストの使用を制度化している自治体と事業系一般廃棄物の収集運搬を行う処理業者へのヒアリング調査を実施したので、その結果を報告する。

※マニフェスト:排出事業者が自身が排出した廃棄物が適正に処理されたことを把握・管理し、不法投棄を未然に防止することを目的とした制度である。

2. 調査方法

2.1 調査期間

令和 4 年 5~11 月

2.2 資料調査

全国の市区町村 1,741 ヶ所のホームページから、産業廃棄物のマニフェスト制度に準じて事業系一般廃棄物でマニフェストを制度化している自治体を調査し、各自治体のマニフェストの運用方法、マニフェスト使用対象者等の情報を収集、整理した。

2.3 ヒアリング調査対象の選定

上記 2.2 で把握したマニフェスト制度を実施する自治体の中からヒアリング調査対象を 選定した。また、ヒアリング調査対象の処理業者は、事業系一般廃棄物で電子マニフェストを利用している処理業者から選定した。

2.4 ヒアリング調査項目

自治体に対しては、マニフェスト制度を導入したきっかけや目的、マニフェスト情報の活用方法、電子マニフェストの利用可能性等をヒアリングした。処理業者に対しては、事業系一般廃棄物における電子マニフェストの利用状況、電子マニフェスト利用の課題、電子マニフェストへの要望等をヒアリングした。

3. 調査結果

3.1 自治体のマニフェスト制度化の状況

事業系一般廃棄物でマニフェストを制度化している自治体は、以下のとおりである。

- ・千葉県:千葉市
- ·東京都:23区、八王子市、青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、町田市、日野市
- ・神奈川県:横浜市、川崎市、秦野市
- ・愛知県:稲沢市(※「廃棄物管理票」の制度はあるが、委託の都度交付ではない)
- ・滋賀県:大津市、守山市
- ·和歌山県:和歌山市

マニフェスト制度の運用例は表 1 のとおりである。マニフェストの使用対象者は、1 日、1 ヶ月、1 年間の排出量で自治体が定める多量排出事業者とする場合が多かった。様式は、多くの自治体で $A\sim D$ 票の 4 枚綴り 複写式伝票が使用されていた。産業廃棄物のマニフェストは 6 枚綴りであるため、産業廃棄物よりも運用が簡素化された様式が使用されていた。また、様式は、自治体または伝票作成委託先が販売をしていた。記載事項や返送確認期限等も大きな違いはなかった。マニフェストの保管期間は、多くの自治体が 5 年であったが、中には 2 年や 3 年の自治体もあった。

表 1 マニフェスト制度の運用例

	我 1
マニフェスト使用	・1 日平均 100kg 以上、1 か月に 3t 以上、1 年間で 30t 以上等を排
対象者	出する多量排出事業者
	・自治体の処理施設に搬入される事業系一般廃棄物すべて
様式	A~D票4枚綴り複写式伝票(A票:排出事業者用、B票:収集運
	搬業者用、C票:自治体処理施設用、D票:排出事業者送付用)
主な記載事項	・マニフェストの作成年月日及び発行番号
	・排出事業者の氏名又は名称及び住所
	・事業系一廃の排出場所の名称及び所在地
	・事業系一廃の種類及び重量
	・受託一廃運搬業者の氏名又は名称
	・受託一廃運搬業者の収集運搬業者としての業者番号(許可番号)
	・運搬車の車両番号及び運転者の氏名
	・運搬車の種類及び重量
	・積替え又は保管の有無
	・その他市区町長が必要と認める事項
返送確認期限 • 対	マニフェストを交付した日から30日以内(または1月以内)にD
応	票が回付されないときは、受託者に対し必要な措置を講ずるととも
	に、速やかに市区町長に報告しなければならない
マニフェスト	・排出事業者はD票回付の日からA票と一組にして5年間保管
保管期間	・収集運搬業者は回付されたB票をその回付の日から 5 年間保管

3.2 自治体へのヒアリング調査結果

事業系一般廃棄物においてマニフェストを制度化している自治体 3 ヶ所へのヒアリング 調査結果を表 2 に示す。電子マニフェストの利用については、導入、検討には至っていな い状況であった。

表 2 自治体ヒアリング調査結果

・多量排出事業者の減量意識の向上、分別排出の徹底、不法投棄等の
不適正処理の防止、処理過程における事故の防止等を目的としてい
る。
・事業系一般廃棄物排出の監視指導として、搬入実態の整合性、市外
からの搬入がないか等を確認している。マニフェストは、廃棄物の
流れを把握し適正処理を確認する方法として効果がある。
・市が許可した一般廃棄物収集運搬業者の実態把握に活用している。
・排出量を集計し一般廃棄物処理計画の策定に活用している。
・処理量が多い月の排出事業者には、廃棄物減量計画の作成を依頼す
る通知を出している。

電子マニフェス ト利用の可能性

- ・電子マニフェストの利用を事業者に勧める考えはない。電子マニフェストについて問い合わせを受けたこともない。
- ・事業系一般廃棄物の処理における電子マニフェストの利用は法整備が必要になる。一般廃棄物は発生抑制を強く求めており、産業廃棄物にくらべてマニフェストの必要性が低いかもしれない。
- ・電子マニフェストを利用して事業者の費用負担が増えては電子化 ができないのではないか。
- ・市から事業者に対し紙の削減を訴えている以上、デジタル化は避けて通れないとも考えている。

3.3 処理業者へのヒアリング調査結果

電子マニフェストを利用している処理業者3者へのヒアリング調査結果を表3に示す。 事業系一般廃棄物の処理での電子マニフェストの利用はわずかであり、自治体の処理施設 で電子マニフェストを使用することが必要という回答が得られた。

表 3 処理業者ヒアリング調査結果

・自治体の処理施設が電子マニフェストを使用しないため、紙マニフェ 事業系一般廃 棄物の処理に ストを使用している。 おける電子マ ・一部の百貨店からの排出で電子マニフェストを利用している。その他 ニフェストの は自社で独自に作成した紙マニフェストを使用し、産業廃棄物と事業 利用状況 系一般廃棄物に適用できるような様式にしている。 電子マニフェ ・自治体の処理施設で電子マニフェストの運用が可能になれば、排出事 スト利用普及 業者に対して電子マニフェストを推進できる。 の課題 ・廃棄物の排出が年 1 回などの事業者は、電子マニフェストを使わな ・電子マニフェストを使用する排出事業者によって利用するシステム 電子マニフェ ストへの要望 が複数あり、処理業者がそれぞれに対応するのが煩雑であるため、シ ステム統合を図ってほしい。 ・事業系一般廃棄物にとどまらず、すべての資源(廃棄物・資源ごみ・ 有償売却される不要物)が電子マニフェストで管理できるようになる とよい。これにより、排出事業者、廃棄物処理業者、行政、資源を集 めたいメーカー等の関係者に係る管理コストが下がると考えられる。 ・事業系一般廃棄物の排出事業者の行政報告がある場合、産業廃棄物と 同様に電子マニフェスト利用の場合は報告が不要になるとよい。

4. まとめ

事業系一般廃棄物において、マニフェストを制度化している自治体はわずかであり、処理業者の回答からも電子マニフェストはほとんど利用されていない状況であった。

事業系一般廃棄物におけるマニフェスト使用は、各自治体が条例等で定め運用している ため、電子マニフェストの利用については自治体条例や法令の整備が必要になると考えら れる。

今回の調査結果を参考に、今後は自治体関係者に対して、電子マニフェストは事業系一般廃棄物でも使用可能であることや廃棄物の排出、処理状況を即時に把握でき集計も簡単にできること、紙マニフェストの管理がなくなり事務負担が軽減されること等の電子マニフェストのメリットを周知したい。また、各自治体のマニフェスト運用状況をさらに調査し、事業系一般廃棄物における電子マニフェストの運用方法について検討を重ねたい。

事業系一般廃棄物におけるマニフェスト制度に関する調査

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

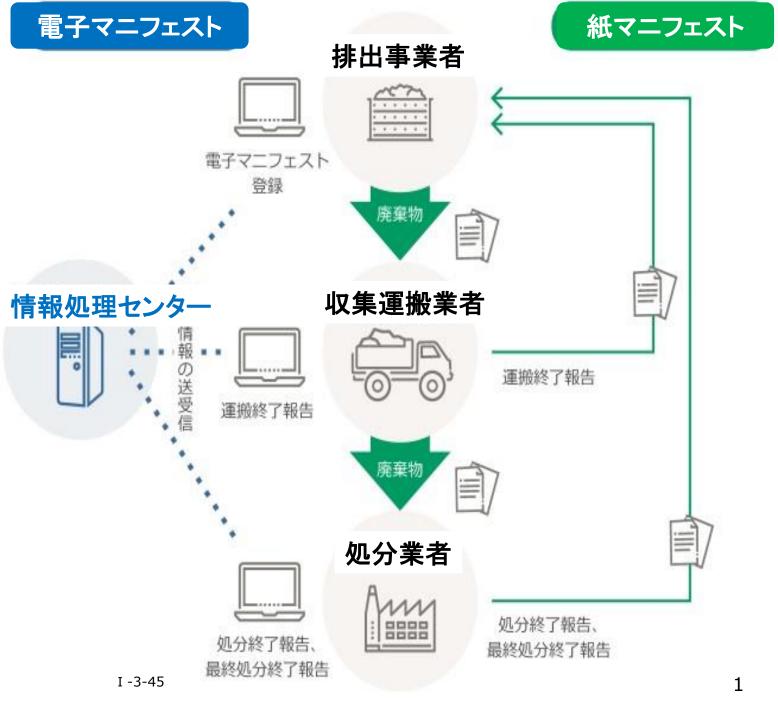
〇佐々木 基了、藤原 博良、佐々木いづみ



1. はじめに

マニフェストとは...

- ・排出事業者が産業廃棄物を委託処理する際に、自身が排出した廃棄物が適正に処理されたことを把握・管理し、不法投棄を未然に防止することを目的としている。
- ・廃棄物処理法で産業廃棄物の 委託処理では、電子マニフェス トか紙マニフェストを使用するこ とが義務付けられている。



1. はじめに

電子マニフェスト

- ✓主に産業廃棄物の委託処理の際に使用
- ✓事業系一般廃棄物の処理においても利用可能(廃棄物の種類で事業系
 - 一般廃棄物を選択可能)





事業系一般廃棄物の処理において、マニフェストの使用を制度化している自治体と事業系一般廃棄物の処理業者へのヒアリング調査を実施

2. 方法

2.1 調査期間 令和4年5~11月

2.2 調査対象

- 全国の市区町村1,741ヶ所のホームページから、事業系一般廃棄物でマニフェストを制度化している自治体を調査
- 各自治体のマニフェストの運用方法、使用対象者等の情報を収集、整理

2.3 ヒアリング調査対象の選定

- 2.2で把握したマニフェスト制度を実施する自治体の中から選定
- 事業系一般廃棄物で電子マニフェストを利用する処理業者から選定

2.4 ヒアリング調査項目

I	自治体	マニフェスト制度を導入したきっかけや目的、マニフェスト情報の活用方法、電子マニフェストの利用可能性等
処	理業者	事業系一般廃棄物における電子マニフェストの利用状況、電子マニフェスト利用の課題、電子マニフェストへの要望等

3

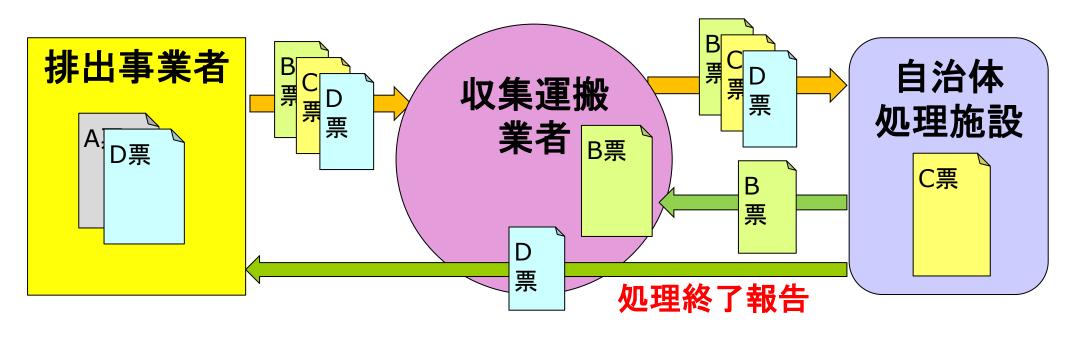
3. 調査結果

3.1 自治体のマニフェスト制度化の状況

都道府県	市区町村
千葉県	千葉市
東京都	23区、八王子市、青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、町田市、日野市
神奈川県	横浜市、川崎市、秦野市
愛知県	稲沢市 (※「廃棄物管理票」の制度はあるが、委託の都度交付するものではない)
滋賀県	大津市、守山市
和歌山県	和歌山市

3. 調査結果 3.1 自治体のマニフェスト制度化の状況

マニフェスト	・事業系一般廃棄物多量排出事業者
使用対象者	(例:1日平均100kg以上、1か月3t以上、1年30t以上を排出)
	・自治体の処理施設に搬入される事業系一般廃棄物すべて
様式	A~D票4枚綴り複写式伝票(A票:排出事業者用、B票:収集運搬業
	者用、C票:自治体処理施設用、D票:排出事業者送付用)



事業系一般廃棄物におけるマニフェストの流れ

3. 調査結果 3.1 自治体のマニフェスト制度化の状況

主な記載事項	・マニフェストの作成年月日及び発行番号
	・排出事業者の氏名又は名称及び住所
	・事業系一廃の <u>排出場所の名称</u> 及び所在地
	・事業系一廃の <u>種類及び重量</u>
	・受託一廃運搬業者の氏名又は名称
	・ <u>受託一廃運搬業者</u> の収集運搬業者としての業者番号(<u>許可番号</u>)
	・ <u>運搬車の車両番号</u> 及び運転者の氏名
	・運搬車の種類及び重量
	・積替え又は保管の有無
	・その他市区町長が必要と認める事項
返送確認期限•	マニフェストを交付した日から30日以内(または1月以内)にD票が
対応	回付されないときは、受託者に対し必要な措置を講ずるとともに速や
	かに市区町長に報告しなければならない
マニフェスト保管	・排出事業者はD票回付の日からA票と一組にして <u>5年間保管</u>
期間	・収集運搬業者は回付されたB票をその回付の日から <u>5年間保管</u>

3. 調査結果 3.2 自治体へのヒアリング調査結果(3自治体)

マニフェスト制度を
導入したきっかけ、
目的

・多量排出事業者の<u>減量意識の向上、分別排出の徹底、不法投棄</u> 等の不適正処理の防止、処理過程における事故の防止等を目的 としている。

マニフェスト情報の 活用方法

- ・事業系一般廃棄物排出の監視指導として、<u>搬入実態の整合性、</u> 市外からの搬入がないか等を確認している。マニフェストは、廃棄 物の流れを把握し適正処理を確認する方法として効果がある。
- ・市が許可した一般廃棄物<u>収集運搬業者の実態把握に活用</u>している。
- ・排出量を集計し一般廃棄物処理計画の策定に活用している。
- ・処理量が多い月の排出事業者には、廃棄物減量計画の作成を 依頼する通知を出している。

3. 調査結果 3.2 自治体へのヒアリング調査結果(3自治体)

用の可能性

- 電子マニフェスト利・電子マニフェストの利用を事業者に勧める考えはない。電子マ ニフェストについて問い合わせを受けたこともない。
 - ・事業系一般廃棄物の処理における電子マニフェストの利用は 法整備が必要になる。一般廃棄物は発生抑制を強く求められ ており、産業廃棄物にくらべてマニフェストの必要性が低いか もしれない。
 - ・電子マニフェストを利用して事業者の費用負担が増えては電 子化ができないのではないか。
 - ・市から事業者に対し紙の削減を訴えている以上、デジタル化 は避けて通れないとも考えている。

I -3-45

8

3. 調査結果 3.3 処理業者へのヒアリング調査結果(3業者)

事業系-	一般廃棄物の)
処理に	おける電子マ	•
ニフェス	トの利用状況	

- ・<u>自治体の処理施設が電子マニフェストを使用しない</u>ため、紙 マニフェストを使用している。
- ・一部の百貨店からの排出で電子マニフェストを利用している。 その他は自社で<u>独自に作成した紙マニフェストを使用</u>し、産業 廃棄物と事業系一般廃棄物に適用できるような様式にしてい る。

電子マニフェスト利用 | 普及の課題

- ・自治体の処理施設で電子マニフェストの運用が可能になれば、 排出事業者に対して電子マニフェストを推進できる。
- ・産業廃棄物の例として、<u>廃棄物の排出が年1回などの事業者</u> は、電子マニフェストを使わない。

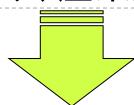
3. 調査結果 3.3 処理業者へのヒアリング調査結果(3業者)

への要望等

- 電子マニフェストト産業廃棄物の場合、電子マニフェストを使用する排出事業者に よって利用するシステムが複数あり、処理業者がそれぞれに対 応するのが煩雑であるため、システム統合を図ってほしい。
 - ・事業系一般廃棄物にとどまらず、すべての資源(廃棄物、資源ご み、有償売却される不要物)が電子マニフェストで管理できるよう になるとよい。これにより、排出事業者、廃棄物処理業者、行政、 資源を集めたいメーカー等の関係者に係る管理コストが下がると 考えられる。
 - ・事業系一般廃棄物の排出事業者の行政報告がある場合、産業 廃棄物と同様に電子マニフェスト利用の場合は報告が不要にな るとよい。

4. まとめ

- ✓ 事業系一般廃棄物において、マニフェストを制度化している自治体はわ ずかであり、電子マニフェストはほとんど利用されていない</u>状況であった。
- ✓ 事業系一般廃棄物における電子マニフェスト使用は、<u>自治体条例や法令の整備が必要</u>になる。また、一般廃棄物は発生抑制を強く求められており、産業廃棄物にくらべてマニフェスト(追跡)の必要性が低い。



今後は、自治体等への調査を継続し、制度、電子化のメリットを周知マニフェスト制度、電子マニフェストを導入すると...

- ◆ マニフェスト制度は、排出量や運搬、処分の処理状況、資源循環の流れ等を把握することが可能なので、適正処理、循環型社会形成、脱炭素に向けた取組みに効果が期待できる。
- ◆ 電子マニフェストは事業系一般廃棄物でも使用可能であり、紙伝票の保管が不要、廃棄物の排出、処理状況を即時に把握、集計が可能で、DXの取組みにも有効である。